

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和3年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び健康増進に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①事業対象者の確認、抽出 ②健康診査受診券の発行 ③保健指導 ④健康診査の受診勧奨 ⑤妊娠の届出 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦低体重児の届出 ⑧新生児、妊産婦及び未熟児の訪問指導 ⑨母子保健記録の作成及び管理
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 電子申請システム 6 電子審査システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項(95の項) 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」又は「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(48, 71, 80, 95, 112の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども相談課
②所属長の役職名	こども相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	こども未来部こども相談課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)76-5310
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの登録の際には、本人から取得することの徹底や住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。また、人手が介在する場合においては、必ず複数人での確認を行った上でこども相談課長に最終確認を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みよし市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能であり、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年3月12日	全項目（評価再実施）			事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月21日	I 関連情報 1 ③		サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月21日	I 関連情報 3		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第41条	事後	
令和5年4月21日	I 関連情報 4 ②	番号法第19条第8号、別表二56の2、69の2、70の項	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」、「母子保健法による健康診査に関する情報」又は「地方税関係情報又は住民票関係情報」となっている項 (56の2,69の2,70の項) 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務」又は「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」となっている項 (56の2,69の2の項)	事後	
令和5年4月21日	I 関連情報 5 ①	子育て健康部健康推進課	こども未来部こども相談課	事後	
令和5年4月21日	I 関連情報 5 ②	健康推進課長	こども相談課長	事後	
令和6年9月6日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項、別表第1項第9号、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第41条	番号法第9条第1項別表70の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和6年9月6日	I 関連情報 4 ②	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）、別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる（情報提供者）に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（56の2の項） ・第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる（情報提供者）に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（69の2の項） ・第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「母子保健法による費用の徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる（情報提供者）に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（70の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第38条の3、第39	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項（95の項） 【情報提供の根拠】 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」又は「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項（48、71、80、95、112の項）	事後	
令和6年9月6日	Ⅱ 1	令和2年3月12日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月6日	Ⅱ 2	令和2年3月12日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 1 ③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 電子申請システム 6 電子審査システム	事後	
令和7年8月5日	Ⅳ リスク対策 8		十分である	事後	
令和7年8月5日	Ⅳ リスク対策 8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの登録の際には、本人から取得することの徹底や住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。また、人手が介在する場合においては、必ず複数人での確認を行った上でこども相談課長に最終確認を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年8月5日	Ⅳ リスク対策 11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月5日	Ⅳ リスク対策 11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	IV リスク対策 11 判断の根拠		みよし市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能であり、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	